



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.77

発行：東濃西部広域行政事務組合

**消費者安全に関する情報が発表されています！**

相談窓口の役割の一つとして、製品事故などの消費者安全に関するご相談も受け付けています。寄せられた相談内容が集約されることにより、関係機関から注意喚起などが発表されます。今回は、H31年1月24日に発表されたものを紹介します。リチウムイオンバッテリーを搭載した製品、いわゆるモバイルバッテリーの事故の多発をふまえ、H31年2月1日以降は、技術基準に適合した製品でなければ販売できないことになりました。技術基準に適合した商品は、PSEマークの表示がされています。PSEマークが表示されていないものは技術基準への適合を確認していないものなので、そのような製品の購入は絶対にやめてください。また、モバイルバッテリーの製品事故は、リコールが実施されている製品が多いため、まずはリコール情報の確認をしましょう。



こんな相談ありました



LCC(格安航空会社)のチケットを代理店経由で購入した。渡航当日、予約した便が整備不良で飛ばないことが分かり、仕方なく他のLCCチケットを購入しその日のうちに渡航することができたが、最初のチケットの代理店経由のキャンセル手数料や新たに購入したチケット代との差額が発生した分を、当初のLCCに負担してほしい。

代理店やLCCの規約を確認すると、手数料が発生することや欠航の対応として振替か返金となっており、補償の記載はなかったため、負担を求めるのは難しいです。LCCは、チケットが格安なのと引き換えに、大手航空会社とはサービス内容が異なります。購入する前に、HPなどで規約を必ず確認しましょう。

## 2月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	13件
訪問販売	14件
訪問購入	0件
通信販売	20件
連鎖販売	0件
電話勧誘	4件
送り付け商法	0件
無店舗販売	1件
不明・無関係	7件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

**消費生活相談窓口のご案内**

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / [kouiki@tono-seibu.org](mailto:kouiki@tono-seibu.org)

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業